

## 松戸市地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書

### 1 委託名称

松戸市地域公共交通計画策定調査業務委託

### 2 履行場所

松戸市指定の場所

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

### 4 目的

本業務は、松戸市地域公共交通計画の策定に向けて、松戸市内の公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、持続可能な公共交通の視点を踏まえ、今後目指すべき地域公共交通の将来像、施策の方向性を検討し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づく「松戸市地域公共交通計画」の策定に必要な調査・分析等を行うことを目的とする。

### 5 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 業務計画書の作成

本業務の目的・趣旨を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するため、契約締結日の翌日から起算して7日以内に、本業務全体の工程・フロー、各業務の実施方針・方法・体制等について業務計画書を作成し、市に説明を行う。

#### (2) 上位・関連計画等

以下の上位・関連計画、関連事業及びその他市の関連計画等から松戸市における公共交通の役割及び位置付けや相互関係を整理し、当該計画との連携・整合を図る。

また、国・県及び近隣・先進自治体の公共交通施策の動向等にも留意すること。

- ・松戸市総合計画
- ・松戸市人口ビジョン 松戸市総合戦略
- ・松戸市都市計画マスタープラン
- ・松戸市立地適正化計画
- ・松戸市地域福祉計画
- ・松戸市 コミュニティバス導入の手引き
- ・松戸市交通バリアフリー基本構想
- ・グリーンスローモビリティ地域推進事業

### (3) 公共交通に関する現況把握

公共交通に関する現況把握を目的に、下記記載事項を行う。

#### 1) 地域特性の整理

松戸市の概況、人口動態（総人口、地区別、年齢別、将来人口等）や主要施設（公共施設、商業施設、医療・介護施設等）の配置状況及び利用状況、観光需要等について整理する。

#### 2) 既存公共交通及び交通利用の現況把握・整理

鉄道・路線バス、高速バス、タクシー等の既存公共交通、民間主体の公共交通（総合病院、商業施設、学校等の送迎バス、その他シャトルバス等）、福祉関連の交通サービス（福祉有償運送等）の運行・利用実態及び松戸市ゆめいろバス（コミュニティバス）や松戸市グリーンスローモビリティの実施状況等について整理を行う。

#### 3) パーソントリップ調査等による現況把握・整理

国勢調査やパーソントリップ調査等による、松戸市内及び松戸市内外の移動先、移動目的、交通手段等の移動実態を把握・整理する。

### (4) 市民アンケート・交通サービス利用者の実態調査

#### 1) 市民アンケート調査

公共交通の利用状況や交通サービスに対する満足度、日常的な交通移動手段・移動目的・頻度及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、潜在的な需要層やそのニーズ等を探り、課題整理・分析や将来の公共交通のあり方を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を行う。

アンケートの実施方法及び内容について調査企画書を作成し、市に説明を行う。当該企画書には、少なくとも、①調査の概要（調査目的、調査対象、調査時期等）、②業務工程・フロー・実施体制、③調査票の設計方針（調査項目・設問の概要及びその設定趣旨・背景、回収率向上及び回答者負担軽減のための方策・工夫等）、④調査結果の集計・分析・利活用方法を記載すること。

また、調査対象は3,500人無作為抽出（住民基本台帳）とし、想定回収率は約30%とする。調査票の発送・回収等については、調査企画書をもとに①調査票（依頼状を含む）の作成・印刷、②発送・回収用封筒の作成、③調査票の封入・封緘、④宛名ラベルシールの調達（調査対象者の抽出及び宛名の印刷は市が行う。）及び封筒への貼り付け、⑤調査票の発送・回収、⑥回収した調査票について分析を行うものとする。実施方法等については、調査企画書の企画内容をもとに市と協議し、変更できるものとする。

#### 2) 交通事業者、関係団体意向把握

交通事業者や庁内関係部局等の関係団体に対し、公共交通の利用特性や運行上の課題、公共交通の課題等を把握するため、意向把握を行う。

意向把握の実施方法及び内容について検討し、必要に応じてヒアリングを行う。

#### (5) 公共交通施策等の課題整理・分析

公共交通施策に関する国の動向、上記(3)、(4)の結果の分析・考察を行い、松戸市における地域公共交通の課題を整理し、今後の地域公共交通施策の方向性や地域公共交通のあり方について検討・整理する。

また、上記(3)、(4)の調査結果及びその分析・考察の一連の業務成果について、調査報告書を作成する。なお、当該報告書については、要点をまとめた概要版も作成すること。

課題の整理にあたっては、上記(3)、(4)の結果の分析・考察を踏まえて、国や先進自治体の事例等を参考に、松戸市における交通不便・空白地域の諸条件(駅・バス停からの距離、バスの便数、各地域の定義等)及び「松戸市コミュニティバス導入の手引き」の内容を検討・整理する。

加えて、今後の公共交通の動向を見据え、近年導入検討が進むAIオンデマンド交通やシェア型モビリティ等、新たなモビリティサービスの先進事例の収集・整理、分析を行うとともに、本市の地域特性や移動ニーズ等に見合った、新たなモビリティサービス等の適用可能性、必要性及び有効性を検証する。

#### (6) 松戸市地域公共交通活性化協議会(仮称)の運営支援

松戸市地域公共交通活性化協議会(仮称)の開催に際して必要な資料作成、会長・委員への事前説明、当日の質疑対応、議事録作成等、会議の開催・運営に係る一連の業務支援等を行う。(交通会議の開催は3回程度を想定)

#### (7) 打ち合わせ協議、技術的助言

- 1) 初回、中間、成果納品時の3回に加え、随時必要に応じて打ち合わせ協議を行うとともに、打合せに必要な資料、協議記録を作成する。また、地域公共交通計画策定に向け必要な技術的助言等を行う。
- 2) 本業務の履行期間中は、専門的知見に基づき、必要な調査・情報収集を随時行い、市に対して助言・情報提供を行うこと。

### 7 成果品の作成

以下に示す成果品を作成、納品すること。

また、成果品については、事前に専任の担当者又は専門家による校正・校閲を行うこと。

- ①報告書(本編) … 10部(A4判、ファイル綴じ)
- ②報告書(概要版) … 10部
- ③本業務で収集・作成したコンテンツの電子データ … 一式(CD-R)

※「報告書(本編)」及び「報告書(概要版)」については、PDF及び加工可能なデータ形式(ワード、エクセル等)を提出すること。

## 8 技術士の保有資格に関する要件

管理技術者は、技術士法第 32 条により登録された技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、同種計画の策定実績を有する者であること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務の遂行上必要な事項は実施しなければならない。また、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて、市と受託者が協議してこれを定めるものとする。
- (2) 委託料には、本仕様書で断りがあるものを除き、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用・参考とした場合には、その出典を明記すること。